

実施方針に関する意見・質問への回答

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
1	3	用語定義	建設請負事業者	建設請負事業者とは、プラントの建設会社及び建築物等の建設会社両方を含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	用語定義	協力企業	民間事業者から請負又は受託するとありますが、これは下請または再委託先企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	3	用語定義	民間事業者	組合と特定事業契約を締結する者とは、応募企業または構成員各社を指し、協力企業は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	用語定義	運営事業者	運営事業者とは特別目的会社を指すのでしょうか。それとも、特別目的会社から運営業務を受託した企業を指すのでしょうか。 運営業務を受託した企業を指す場合、特別目的会社の役割はどのようなものでしょうか。(4ページ .1.5)では、運営業務は特別目的会社が行うとの記載があります。) できれば、契約形態の模式図等を開示いただき、関係をご教示いただけると幸甚です。	運営事業者とは特別目的会社を指します。 詳細は募集要項に示します。
5	4	.1.5)	事業概要	約30年間のプラント使用とありますが、本事業終了後は、貴組合が運転をなさるのでしょうか御教示お願いいたします。	未定ですが、新たに運営事業者を選定することを想定しています。
6	4	.1.5)	事業概要	設計・建設業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する特別共同企業体が行うとありますが、応募企業または構成員のうち設計・建設業務を担当する企業または設計・工事監理を担当する企業及び建設業務を担当する企業が行うのではないのでしょうか。 できれば、契約形態の模式図等を開示いただき、関係をご教示いただけると幸甚です。	プラントの建設業務は応募企業または構成員が行うこととします。 なお、建築物の建設にあたっては協力企業が行うことが可能です。 詳細は募集要項に示します。
7	4	.1.5)	事業概要	「本事業の設計・建設業務は民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行う」とあります。 これは、P.10(2)本施設の設計・建設を行う企業に規定される参加資格要件を満足する場合、民間事業者単独で行うことができると解釈できます。	ご理解のとおりです。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
				<p>一方で、P.25「主要な契約条件」3)建築物の建設を行う企業の規定には、「建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。」の規定があります。</p> <p>これは、P.10(2)本施設の設計・建設を行う企業に規定される参加資格要件を満足する単独の企業が本事業の設計・建設業務を実施する場合、「建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,200点以上であること。」の条件を満たす企業を下請業者として採用することで満足するとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>この場合、資格審査申請時において、同下請企業を予め、協力企業として応募グループとしなくても良いと考えてよろしいでしょうか。</p>	
8	4 18	.1.5) .2.	事業概要 施設規模	<p>施設規模において、年間計画処理量分(約77,300t/年)を安定的に処理することが可能な能力を有することを前提に民間事業者にて自由設定とすべきと考えます。</p>	実施方針のとおりとします。
9	4	.1.5)	事業概要	<p>「民間事業者は約30年間のプラント使用を前提として設計・建設及び運営を行うこと」とあり、【頁5、.1.(1)運営期間】では20年間とあります。施設の建設および運営事業において長期的・安定的な利用を目的とする場合は、大規模修繕工事の考え方を明確に提示いただくようお願いいたします。また、その上で運営期間契約終了後の10年間は、先に契約している民間事業者との契約更新(随意契約)とすべきと考えます。</p>	<p>大規模修繕工事の考え方については、募集要項に示します。</p> <p>契約更新(随意契約)の考え方については、ご意見として承ります。</p>
10	5	.1.5).(2)	契約の形態	<p>組合は、民間事業者に設計・建設業務及び運営業務を一括して委託しとありますが、ここで言う一括とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。3ページの定義にある建設請負事業者と運営事業者の関係も含め、ご教示いただけませんか。</p>	<p>設計・建設業務と運営業務を基本契約として一括契約し、その後、建設請負事業者と建設請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結します。</p>
11	5	.1.5).(2)	契約の形態	<p>組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結しますとありますが、運営業務の契約締結当事者は特別目的会社ではないでしょうか。(15ページの契約手続の項では、そのように記載されています。)</p>	<p>3ページの用語の定義のとおり、運営事業者=特別目的会社であり、ご理解のとおりです。</p>

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
12	5	.1.5).(2)	契約の形態	組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結しますとありますが、基本契約の締結当事者は各構成員との理解でよろしいでしょうか。	単独の企業で参加する場合は応募企業、複数の企業で参加する場合は構成員と契約します。
13	5	.1.5).(2)	契約の形態	落札者の決定後、特定事業契約の締結に向けた協議を実施することを確認する「基本協定」を組合殿と応募者で締結するものと理解してよろしいでしょうか。	本実施方針では、「基本協定」を「基本契約」としていません。
14	5	.1.7)	事業スケジュール	(9)特定事業契約の締結時期と(10)建設工事着手が同時期になっていますが、設計業務は建設工事期間に行うということでしょうか。	募集要項に示します。
15	7	.3.2).(1)	運営業務	情報管理業務とは、具体的にどのような業務を指すのかご教示いただけませんかでしょうか。	運転記録報告、点検・検査報告、補修・更新報告、環境管理報告、作業環境管理報告及び各種マニュアル等の管理などを想定しています。 なお、詳細は募集要項に示します。
16	7	.3.2).(1)	運営業務	「副生成物の貯留及び運搬」とありますが、焼却灰・飛灰以外に想定されているものをご教示願います。	焼却処理後に回収された金属を想定しています。
17	7	.3.2).(2)	エコセメント化施設	エコセメント化施設の受入条件は、主灰は湿灰、飛灰は乾灰であればよろしいでしょうか、その他、性状、形状等の基準があれば提示下さい。	ご理解のとおりです。 ただし、その他、性状、形状等についての詳細については募集要項に示します。
18	7	.3.2).(2)	運営業務	「運営事業者は・・・エコセメント化施設に搬入を行います。」とありますが、適正な運営費用算出のため、本施設からエコセメント化施設までの運搬距離をご教示願います。また、事業期間中に搬入先が変更となった場合において、運搬に係る追加費用が生じた場合は貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	本施設（計画施設）からエコセメント施設までの運搬距離は約40 kmです。 また、事業期間中に搬入先が変更となった場合の追加費用の取扱いについては、ご理解のとおりです。
19	7	.3.2).(2),(3)	運営業務	焼却灰、飛灰をエコセメント化施設に搬入する運搬業務および二ツ塚処分場に持ち込む運搬業務は、市の一般廃棄物収集運搬の許可業者に委託することは可能でしょうか。 可能な場合、同運搬業者は協力企業として、応募グループの一員とする必要はあるのでしょうか。	運搬業者への再委託は出来ません。 ただし、特別目的会社が自ら運搬することは可能です。
20	7	.3.2).(3)	運営業務	「なお、エコセメント化処理費用は組合が負担します。」とありますが、エコセメント化対象物（灰）の増加に伴う処理費用増大リスクについても貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	一定の範囲を超えるごみ量・ごみ質の変化に伴う増加分は本組合が負担します。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
				か。	
21	7	.3.2).(3)	運営業務	「・・・エコセメント化施設が故障等により稼働停止・・・」とありますが、薬剤費用を適正に試算するために当該施設の年間停止日数をご教示願います。また、当該施設故障時の薬剤処理に係る費用は貴組合にてご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	当該施設の稼働後2年間の実績において、受入停止の実績はありません。 当該施設故障時の薬剤処理に係る費用負担の考え方はご理解のとおりです。
22	7	.3.2).(3)	運営業務	「エコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合は、飛灰処理装置（薬剤処理）にて処理した後、二ツ塚処分場に持ち込むこととします」とありますが、薬剤処理の対象は「飛灰」であり、「焼却灰」は無処理で良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	7	.3.2).(3)	運営業務	適正な運営費用算出のため、本施設から二ツ塚処分場までの運搬距離をご教示願います。また、事業期間中に搬入先が変更となった場合において、運搬に係る追加費用が生じた場合は貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	通番18の回答を参照して下さい。
24	7	.3.2).(3)	運営業務	「なお、埋立処分に係る費用は組合が負担します。」とありますが、埋立処分量の増加に伴う処理費用増大リスクについても貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか（エコセメント化施設の受入停止・搬入ごみの増加等、運営事業者がコントロールできない事由により生じると考えられるため）。	ご理解のとおりです。
25	7	.3.2).(4)	運営業務	発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うことができますとありますが、できますとの記述は、必須ではないことを意味するとの理解でよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、その場合、所内で利用等に用いる電気は民間事業者において手配していただきます。
26	7	.3.2).(5)	運営業務	場外への熱供給を考えていらっしゃいますが、供給開始時期はいつからか、また、1日、年間の熱負荷パターンのご提示をお願いいたします。	供給開始時期は現在検討中です。 最大供給量については募集要項で示します。
27	7	.3.2).(5)	運営業務	場外への熱供給を考えていらっしゃいますが、敷地境界のどの場所まで配管敷設すればいいか御教示をお願いいたします。	募集要項に示します。
28	7	.3.2).(5)	場外への熱供給	10G J/hの熱供給の条件（熱媒体の送り、還りの温度、圧力等の条件）を提示下さい。また、全炉停止時（点検時、非常時）は熱利用施設側でバックアップ熱源を有すると考えてよろしいでしょうか。	募集要項に示します。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
29	7	.3.3).(1)	業務終了時の引継ぎ業務	事業期間終了後の運営方法の検討に際し、建設請負事業者及び運営事業者は、各種資料の開示、提出により貴組合に対し協力することが規定されておりますが、「所有する図面・資料の開示」、「運営期間中の財務諸表ならびに以下の項目に関する費用明細等の提出」については、技術ノウハウ、経営ノウハウが含まれる機密資料であり、貴組合に対しては開示、提出することは可能ですが、第三者への開示、提出は控えて頂きますようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
30	7	.3.3).(1)	業務終了時の引継ぎ業務	「建設請負事業者及び運営事業者は・・・」とありますが、運営事業者と解釈してよろしいでしょうか。	実施方針のとおりとします。 建設請負事業者は施設の維持管理に関与しているため、建設請負事業者も協力することとします。
31	7	.3.3).(1)	業務終了時の引継ぎ業務	「組合は、事業期間終了前に・・・」とありますが、具体的な時期は想定されてますでしょうか。	募集要項に示します。
32	7 28	.3.2) 参考資料 3.6).(1)	運営業務 焼却灰及び飛灰の取扱い	組合殿が指定するエコセメント化施設への搬入に伴う運搬費用の負担および搬入計画（搬入回数、1回当たり搬入量等）は運営事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、搬入計画については本組合と調整の上、策定いただきます。
33	7 28	.3.2) 参考資料 .3.6).(1)	・運営業務 ・焼却灰及び飛灰の取扱い	組合殿が指定するエコセメント化施設への焼却灰と飛灰の受入れ条件をご教示願います。	通番17の回答を参照して下さい。
34	7	.3.3)	業務完了時の引継ぎ業務	「所有する図面・資料の開示」とありますが、当社が作成する書類、図面には、秘密情報や特許関連等の知的財産権を含む権利移転できないものがあるため、書類、図面に関する著作権は作成する各々にあり個別に使用の許諾を行うものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は募集要項に示します。
35	8	4.5)	建設費及び運営委託料の支払い	建設費の支払い条件について教えていただけますでしょうか。	募集要項に示します。
36	9	.1.(10)	募集及び選定スケジュール	競争的対話とはどのような形で、どのような内容を想定されているかご提示いただけますでしょうか。	募集要項に示します。
37	9	.1.(10)	競争的対話の実施	競争的対話の実施目的、内容について教示下さい。	確実に発注者の意図（施設の整備に関する事項及び運営に関する事項）が民間事業者に伝わり、その意図が提案書に反映されるように、競争的対話を実施します。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
					なお、内容については、募集要項に示します。
38	9	.1.(10)	競争的対話の実施	「競争的対話の実施」とありますが、想定されている内容をご教示願います。	募集要項に示します。
39	9	.1.(16)	募集及び選定スケジュール(予定)	特別目的会社の設立は「落札者の決定の後速やかに」とありますが、運営業務が始まるまで特別目的会社の主な業務は発生しません。特別目的会社の設立後には相応の費用が生じるため、VFMの最大化を図る観点から特別目的会社の設立は試運転の開始時期を考慮した適切な時期にするべきと考えます。	実施方針のとおりとします。
40	10	.2.1).(3)	応募者の構成	「応募者は、設計・建設業務、運営業務のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができます。ただし、プラントの建設業務及び運営業務は、応募企業又は構成員が担当すること・・・」とあります。 設計・建設業務において、協力企業が担当できる主要な業務とは建築物の設計・施工のみと解釈してよろしいでしょうか。 また、運営業務については、「主要な業務を担当する協力企業」に対し、「運営業務は、応募企業又は構成員が担当すること」とありますが、運営業務の構成員と協力企業の役割について具体的にご教示願います。	設計・建設業務において、協力企業が担当できる主要な業務については、ご理解のとおりです。 運営業務の構成員と協力企業の役割については、募集要項に示します。
41	11	.2.(3)	応募者等の参加資格要件	参考資料にて維持管理業務は建設請負業者へ委託することとなっていますので、運転、維持管理を行う企業の参加資格要件は、運転を行う企業が要件を満たしていることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、参考資料 3.3) (1)に示す「維持管理業務」とは、施設のオーバーホール等を示しています。
42	10	.2.(3)	応募者の参加資格要件	「運営業務」とはどのような業務を想定されているのでしょうか。本文中には「運転、維持管理業務」や「運営維持管理業務」などの文言が出てきます。それぞれの業務について整理する必要があると考えます。	「運営業務」とは実施方針に示す定義(P.3)のとおりとします。 「運転、維持管理業務」や「運営維持管理業務」などについては、ご意見として承ります。
43	9	.2	応募者の参加資格要件	本項で規定される参加資格要件は、資格審査申請時から建設請負契約の議会議決まで、継続して要件を保持する必要があるとの解釈でしょうか。 審査期間中の一定期間に同資格要件が欠格となった場合の取り扱い	応募企業及び構成員については、入札公告から契約締結時までとします。また、協力企業については、企業名が公表された日から契約締結時までとします。 審査期間中の一定期間に同資格要件が欠格となった場合

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
				についてご教示願います。	の取り扱いについては、募集要項に示します。
44	10	.2.(5)	応募者の参加資格要件	「特段の事情」とは具体的にどのような事情かご教示願います。	諸般の事情を勘案し、本組合が決定します。
45	11	.2.2).(2)	本施設の設計・建設を行う企業	経営事項審査結果の総合評定値は、資格審査申請書提出時の最新の評定値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	11	.2.2).(2)	本施設の設計・建設を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ストーカ方式で、1 炉あたり100t/日以上の規模を有すること」とありますが、「1 炉あたり100t/日以上で複数系列を有する施設」との解釈でしょうか。 ・ 「1 炉90 日以上連続運転の実績を有すること」とありますが、本実績を証明する書類として、資格審査申請書提出時において、具体的にどのような資料の提示を想定されているのかご教示願います。 	実施方針のとおりとします。なお、複数系列である必要はありません。 実績を証明する書類については、募集要項に示します。
47	11	.2.2).(2)	本施設の設計・建設を行う企業	「環境省(厚生省)の策定した・・・ごみ処理施設性能指針・・・に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。」とありますが、技術資料、技術を保証する資料等とは、資格審査申請書提出時において、具体的にどのような資料の提示を想定されているのかご教示願います。	募集要項に示します。
48	11	.2.2).(2)	本施設の設計・建設を行う企業	「工種毎に配置できる専任の監理技術者を有すること」とは、「建築一式工事」、「清掃施設工事」各々の監理技術者を配置する必要があるとの解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
49	11	.2.2).(3)	本施設の運転、維持管理を行う企業	運転、維持管理業務を担当する企業とありますが、それぞれの業務の定義が示されていません。これら業務は、運営業務の一部を指すのでしょうか。具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	通番42の回答を参照して下さい。
50	11	.2.2).(3)	本施設の運転、維持管理を行う企業	維持管理企業は物品買入れ等の有資格者であることを求められていますが、27ページでは、維持管理業務は運営事業者が本施設の建設を請負った企業に、事業期間中、委託することとあります。つまり、建設請負事業者は、物品買入れ等の有資格者でなければならないのでしょうか。	参考資料 3.3) (1)に示す「維持管理業務」とは、施設のオーバーホール等の意味であり、建設請負事業者は物品買入れ等の資格は必要ありません。
51	11	.2.2).(3)	本施設の運転、維持管理を行う企業	平成20年3月31日時点での運転施設ではなくとも、延べ3年以上の運転実績を有している施設であれば、参加資格要件を満たすと判断	ご理解のとおりです。ただし、施設の更新・建替えによる運転終了の場合のみ実績として認めます。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
			業	されるのでしょうか（平成20年3月31日以前に廃炉により運転終了）。	
52	11 25	.2.2).(2) 参考資料 .1.3)	・応募者等の参加 資格要件 ・建築物の建設を 行う企業	プラントの設計・建設を行う企業および建築物の建設を行う企業の 経営事項審査結果の総合評定値は、平成20年4月1日の改正経営事項 審査に基づく最新の総合評定値と理解してよろしいでしょうか。	通番45の回答を参照して下さい。
53	11	.2.2).(2)	応募者等の参加 資格要件	より厳正な審査を行うために、プラントの設計・建設を行う企業の 清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値は、現在の設定 より高くするべきと考えます。	実施方針のとおりとします。
54	11	.2.2).(2)	応募者等の参加 資格要件	本施設の事業内容より、プラントの建設を行う企業の参加資格要件 は、ストーカ方式で1炉144t/日以上且つ2系列の実績を有するべきと 考えます。	実施方針のとおりとします。
55	11	.2.2).(2)	応募者等の参加 資格要件	本施設の設計・建設を行う企業の参加資格要件 において、「環境 省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る ごみ処理施設の性能指針に適合する技術資料及び技術を保証する資 料等を提示することができる」とありますが、具体的にはどのような 資料がご教示願います。	通番47の回答を参照して下さい。
56	13	.3.3).(2).イ	非価格要素審査 及び価格審査	非価格要素審査時に、価格要素が持ちこまれないように、非価格要 素審査を価格審査の前に行っていただきたくお願いいたします。ま た、同様な観点から非価格審査では、事業計画書を別立てで最後に 審査していただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
57	13	.3.1)	選定委員会の設 置	当委員会の委員は公表されるのでしょうか。される場合はいつごろ でしょうか。	第1回ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選 定委員会を公開（平成20年9月25日）で実施しており ます。近日中に本委員会の議事録が本組合のホームページに て公開されます。
58	13	.3.3)	事業者審査方法	総合評価において非価格要素審査点と価格審査点を合わせて得点を 算出し順位をつけるとありますが、非価格要素審査点に準じた価格 を尊重させるため、総合評価点に占める非価格要素審査点の割合を 大きくすることが望ましいものと考えられますのでご検討をお願い 致します。	ご意見として承ります。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
59	13	.3.3).(1)	資格審査	「・・・基本的な考え方等・・・」とありますが、ここでいう「基本的な考え方」とは、どのような内容を想定されておられるのでしょうか。	募集要項に示します。
60	13	.3.3).(1)	事業者審査方法	資格審査において、「本事業に対する基本的な考え方等についての確認」を行うとありますが、ここでの提示内容は【頁9、 .1.(11)】技術提案書・価格提案書等の提出時の内容を制限しないことを前提とした処理フロー(案)と全体配置図(案)の提示とすべきです。また、ここでの確認審査時の失格要件を具体的にご教示願います。	募集要項に示します。
61	14	.3.3).(2).イ	非価格要素審査及び価格審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「予定価格」は事前に提示されるのでしょうか。提示される場合、募集要綱の配布時に提示されるのでしょうか。 ・ 「最低入札価格」は事前に提示されるのでしょうか。 	予定価格については、募集要項に示します。最低入札価格も事前に提示します。
62	14	.3.5)	落札者の失格	落札者決定から契約締結までの落札者の失格要件として、「組合との特定事業契約に関して・・・」とありますが、「組合との特定事業契約に関して本事業を対象とした次の事由に該当した場合は、失格とする。」との解釈でしょうか。	本事業のみを特定したものではありません。
63	14	.3.5)	落札者の失格	落札者決定から契約締結までの落札者の失格要件が規定されておりますが、P.9に規定される応募者の資格要件が欠格となった場合の取り扱いについてご教示願います。	通番43の回答を参照して下さい。
64	14	.3.3).(2).イ	非価格要素審査及び価格審査	予定価格はいつ時点で公表される予定でしょうか。本事業への入札参加意思を決定する際の重要な判断材料となるため、入札公告時など早い段階での公表をお願いします。	通番61の回答を参照して下さい。
65	15	.4.1)	特別目的会社の設立	「落札者は・・・本店を三鷹市又は調布市に設立・・・」とありますが、本施設の運営事業者事務所を会社登記上の本店とすることは可能でしょうか。	募集要項で示します。
66	15	.5	著作権	「応募資料の著作権は・・・応募者と協議の上、・・・」とありますが、応募資料には不正競争防止法上保護されるべき、応募者のノウハウ・営業機密等が含まれることから、「応募者と協議・合意の上」と修正頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
67	17	.3.3)	運営期間の終了時	「・・・施設が適正な状況となっていること・・・」とありますが、通常の経年劣化等は除くものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
68	17	.3.3)	運営期間の終了時	「運営事業者は・・・引継業務を行うこととします。」とありますが、引継に関する業務については、引継対象となる第三者に影響される部分が多く、運営事業者の裁量のみで対処できる事項ではありません。適正な引継計画の立案のため、また第三者の業務習得意識の向上を促すためにも引継期間等は予め限定されるべきと思慮致します。	ご意見として承ります。
69	18 22	.1.3) 参考資料	・土地利用規制 ・事業に係るリスク分担-全期間- 制度関連-許認可取得	建築確認申請および高度地区に係る特例の許可申請に係るリスク等の民間事業者の責でない遅延リスクについては、組合殿と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	20	.1	議会の議決	建設請負契約の締結に当たっては、組合議会の議決を得るとありますが、基本契約並びに運営業務委託契約の締結は、議会の議決は必要ないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	22	参考資料	事業に係るリスク分担	物価変動リスクヘッジのための委託費改定の指標となるインデックスは、食料や衣類等の価格が反映される消費者物価指数でなく、プラントの維持管理運営時の人件費、材料、工事、ユーティリティ費用が反映されるよう、「国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道・一般機器」「毎月勤労統計調査、現金給総額指数/調査産業計」「企業向けサービス価格指数/総平均」を採用いただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。 なお、詳細は募集要項に示します。
72	22	参考資料	交付金等	交付金等が民間事業者の事由により交付されないリスクとは、その場合具体的には民間事業者にはどのような不具合が生じてくるのでしょうか。	工事代金の支払いが遅延します。
73	22	参考資料	事業に係るリスク分担（物価変動）	物価変動に「建設工事費の変更は認めない」とありますが、昨今の建設工事費の変動は受注した建設会社の企業努力で吸収できる範囲を超えており、その対策として、国土交通省も単品スライド条項を発動すべきと通達（平成 20 年 6 月 13 日）しております。特に本件では、価格提案書の提出（平成 21 年 6 月）から建設工事着手（平成 22 年 3 月）までの期間が通常の公共工事と比べて長いため、建	ご意見として承ります。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
				設工事費に関しても物価スライドの導入が望ましいと考えます。本実施方針にて、あえて建設工事費を物価変動の対象からはずした真意をご教示いただきたい。	
74	22	参考資料	税制度変更	「消費税率変更」に係るリスクは、貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	募集要項に示します。
75	22	参考資料	許認可取得	貴組合が取得すべき許認可に係るリスクは、貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、許認可の取得にあたっては民間事業者の協力を前提とします。
76	22	参考資料	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスクが民間事業者の分担となっておりますが、民間事業者が実施する業務が要求水準書、事業契約書に規定される内容から逸脱していない場合は、貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	22	参考資料	環境保全	事業開始前にすでに事業用地に内在する環境保全リスク（土壌・地下水汚染等）については貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。また、環境保全リスクが顕在化した場合、本事業の運営に伴うものであることを貴組合が証明された場合のみ、運営事業者が当該リスクを負担すると理解して宜しいでしょうか（運営事業者がすでに内在する環境保全リスク由来であることを証明するのは非常に困難と考えます）。	事業開始前にすでに事業用地に内在する環境保全リスク（土壌・地下水汚染等）についてはご理解のとおりです。 なお、環境保全リスクが顕在化した場合には、本組合と民間事業者の双方において協議するものとします。
78	22	参考資料	環境保全	ごみ収集車・搬入車に起因する騒音・悪臭等に関しては貴組合負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	22	参考資料	物価変動	「一定の範囲」とありますが、今後募集要綱等で具体的に示されるかと考えて宜しいでしょうか。 なお、一定の範囲を「数％」と規定されている他事例を見受けませんが、サービス購入型で拡販戦略、委託費の値上げ等が現実的に不可能なDBO事業においては、事業者で「一定の範囲」の物価変動を吸収することは現実的に困難です。 物価変動に対する契約条件については、十分ご配慮頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。 なお、詳細は募集要項に示します。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
80	22	参考資料	物価変動	本件はBTO等のPFI案件ではなくDBO案件であり、DB部分については、従来の公共工事と同様の契約内容になるものと思料します。従来の公共工事であっても、公共工事標準約款の25条に相当する物価変動の取り扱いに関する規定はなされていないのでしょうか。もし、従来の公共工事で当該規定がなされている場合、本DBO案件において、物価変動による建設工事費の変更を認めないのはどのような理由によるものなのか、ご教示いただけませんかでしょうか。	通番73の回答を参照して下さい。
81	22	参考資料	事業に係るリスク分担-全期間-制度関連-税制度変更	「税制度変更」は民間事業者でコントロールできない事由であり、また運営事業者の安定した経営に深刻な影響を及ぼすことも想定されます。従いまして、本リスクは組合殿にて負担されるべきと考えます。	実施方針のとおりとします。
82	22	参考資料	事業に係るリスク分担-全期間-物価変動	「物価変動」リスクにおける費用増大リスクの「一定の範囲」は、事業の安定化のため民間事業者に過度の負担とならないよう設定されるべきと考えます。また、「一定の範囲」内外に係らず、物価変動によりコストが変動した場合は見直しされるべきと考えます。	通番79の回答を参照して下さい。
83	22	参考資料	事業に係るリスク分担-全期間-物価変動	「物価変動による建設工事費の変更は認めません」とありますが、建設資材の高騰等の要因による著しい物価変動が生じた場合は、スライド条項の協議の場を設けていただければ幸いです。	通番73の回答を参照して下さい。
84	22	参考資料	事業に係るリスク分担-全期間-物価変動	物価の変動を図る指標は業務遂行上、双方に不利益が生じないためにも業種毎による細かな指標の採用をお願いします。	通番79の回答を参照して下さい。
85	22	参考資料	事業に係るリスク分担-全期間-不可抗力	「不可抗力」リスクについて、実施方針では発注者側の負担となっても、契約書では運営段階における本リスクの一定の範囲は民間事業者の負担となっている案件が散見されます。本件の不可抗力リスクは本分担表どおり組合殿にて負担されることを希望します。	ご意見として承ります。
86	22	参考資料	事業に係るリスク分担	運営事業者が運転マニュアル等の規定に基づき善良なる管理者の注意義務を払い業務を遂行した場合は、リスク分担表に記載されていないリスクは組合殿が負担されるべきと考えます。	募集要項によりますが、記載無き事項については本組合と民間事業者の双方において協議するものとしします。
87	24	参考資料	ごみ量・ごみ質	「著しく逸脱」とありますが、ごみ質の変動については、計画ごみ質を提示され、その範囲内においては、事業者のリスク負担とされ	募集要項に示します。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
				<p>る他事例が見受けられます。しかし、実際には計画ごみ質の範囲内であっても、ごみ質の変化は以下の通り大幅な委託費の変動を伴います。契約条件についてはごみ質の変動を十分ご配慮頂きたいと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低位発熱量は、低質と高質では、助燃域から自然域まで幅広く、ごみを処理するに必要となる用役費用は大幅に変動します。 ・ 発電量は基本的に入熱に比例することから、低位発熱量により発電量は大幅に変動します。 ・ 灰分は焼却灰、飛灰の発生量に直接影響します。（今回の事業において、焼却灰、飛灰の発生量に何らかの義務量を規定される場合はご配慮願います。） 	
88	24	参考資料	ごみ量・ごみ質	<p>搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコストの変動リスクは組合分担との事ですが、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合も、ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合に該当すると考えられるため、そのリスクは組合分担となるのではないのでしょうか。</p>	募集要項に示します。
89	24	参考資料	運営コスト・運転停止	<p>「民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反」とありますが、係る義務違反があったことの立証責任は貴組合が負うものと理解して宜しいのでしょうか。</p>	「民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反」が無かったことについて、民間事業者に立証していただきます。
90	24 28	参考資料 参考資料 3.5).(6)	事業に係るリスク分担-運営段階-運営-運営コスト 運転停止・処理不適物の取扱い	<p>受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスクについての「善良なる管理者の注意義務」を果たしたと認められる場合とは、運転マニュアル等の規定に従って適切に業務が遂行されていた場合と解釈してよろしいのでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
91	24	参考資料	運営コスト・運転停止	<p>民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反により、受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスクの標記がありますが、民間事業者の善良なる管理者の注意義務とは、具体的にはどのようなものでしょうか。</p>	通番90の質疑事項及び回答を参照して下さい。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
92	24	参考資料	施設破損	火災による被害修復は、施設所有者である貴組合の保険等に対応して頂くものと考えますが如何でしょうか。	募集要項に示します。
93	24	参考資料	施設破損	事故・火災発生の責任所在が明確で、運営事業者の責めに帰さない場合は、運営事業者は係るリスク負担を免除されると理解して宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は募集要項に示します。 ただし、民間事業者は事故拡大防止措置への努力を行うものとしします。
94	24	参考資料	事業に係るリスク分担-運営段階-運営-ごみ量・ごみ質	ごみ量・ごみ質は民間事業者でコントロールできません。従いまして、契約で規定した範囲に係らずごみ量・ごみ質の変動によりコストが変動した場合は見直しされるべきと考えます。	募集要項に示します。
95	24 28	参考資料 参考資料 3.5).(1)	事業に係るリスク分担-運営段階-運営-運営コスト 運転停止・処理不適物の取扱い	「一般廃棄物処理実施計画」について、具体的にご教示願います。	三鷹市及び調布市が策定した一般廃棄物処理実施計画です。
96	25	参考資料 1.1).(2).	特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地を本ごみ処理施設内とさせていただいてよろしいでしょうか。	通番65の回答を参照して下さい。
97	25	参考資料 1.3)	建築物の建設を行う企業	建築物の建設を行う企業の要件は、建設請負事業者が要件を満たさなければならないのでしょうか。	通番7の質疑及び回答を参照して下さい。
98	25	参考資料 1.1). ,	特別目的会社の設立	「代表企業」 = 「プラントの設計・建設を行う企業」の場合は、1社で100分の70を超える株式を保有する必要があるのでしょうか。	100分の50を超えていれば大丈夫です。
99	25	参考資料 1.1).	特別目的会社の設立	運営事業者の株式の譲渡について、組合はどのような場合に同意するのでしょうか。	事業の安定性、確実性等を考慮して本組合が決定します。
100	25	参考資料 1.3)	建築物の建設を行う企業	建築物の建設を行う企業は、建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1200点以上である事が求められていますが、構成員又は協力企業とはならず、プラントの建設企業の下請または共同企業体の構成員として業務を行うことは可能でしょうか。	最低限、協力企業となる必要があります。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
101	25	参考資料 1.1).(1)	特別目的会社の 設立	特別目的会社（以下「運営事業者」という。）とありますが、特別目的会社が運営事業者であるとする、特別目的会社に出資している構成員が行う業務は、当該運営事業者から業務を委託される形態であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、灰の運搬業務は除きます。
102	25	参考資料 1.3)	建築物の建設を 行う企業	ここで規定される資格要件を満足する「建築物の建設を行う企業」を構成員あるいは協力企業として応募グループの一員とする必要はなく、設計・建設業務を実施する段階で、本要件を満足する企業を下請企業として採用することで本契約条件は満足すると考えてよろしいでしょうか。	通番100の回答を参照して下さい。
103	25	参考資料 1.1)	特別目的会社の 設立	「運営事業者は、本施設の引渡日から事業期間を通じて資本金を一定額以上維持すること」とありますが、運営事業者に対して過度の資本金が設定されるべきではないと考えます。	ご意見として承ります。
104	26	参考資料 2.1).(1)	履行保証	「これに変わる担保」について、三鷹市契約事務規則、調布市契約事務規則にある入札保証にかかる内容の「市長が確実と認めるもの」として「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」を担保に差し入れることをみとめていただけるようお願いいたします。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項に示します。
105	26	参考資料 3.1).(1)	契約保証金	現在及び運営開始時には、保険会社が運営時の履行保証保険を引き受けていただける市場状況に無いと考えられるため、保険会社の履行保証は担保に差し入れることは出来ないと考えます。よって「これに変わる担保」について、「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」を差し入れることをみとめていただけるようお願いいたします。	通番104の回答を参照して下さい。
106	26	参考資料 2.4).(1)	かし担保責任	「相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し」とありますが、相当の期間とはどの程度でしょうか。	募集要項に示します。
107	26	参考資料 3.1).(1)	契約保証金	「・・・契約保証金又はこれに代わる担保・・・」とありますが、「契約保証金に代わる担保」として、貴組合を被保険者とする履行保証保険を付保することで、契約保証金の納入が免除されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
108	27	参考資料 3)(1)	本施設の運営・維持管理業務	建築物の維持管理については、建設を請負った企業以外に委託することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
109	27	参考資料 3.3).(1)	本施設の運営、維持管理業務	維持管理業務は運営事業者が本施設の建設を請負った企業に、事業期間中、委託することとありますが、11ページでは、維持管理企業は物品買入れ等の有資格者であることを求められています。建設請負事業者は、物品買入れ等の有資格者でなければならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、ここで言う建設請負業者が委託される維持管理業務の定義について、以下の(4)～(7)で運営事業者の業務とされている内容との関係を含めて、具体的にご教示いただけませんか。	通番50の回答を参照して下さい。
110	27	参考資料 3.3).(1)	本施設の運営・維持管理業務	「・・・維持管理業務については、運営事業者が本施設の建設を請負った企業に、事業期間中、委託すること。」とありますが、本事業の維持管理業務および運転管理業務を、「建設を請負った企業」と「主として運転管理を担当する企業」を構成員とする特別共同企業体に委託することは可能でしょうか。	実施方針のとおりとします。
111	27	参考資料 3.4).(2)	本施設における処理対象物の受入れ等	「組合は、・・・受入場所まで搬入することを確保する。」とありますが、「本施設に搬入する処理対象物を、貴組合が事業期間に亘り確保する」の意と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ごみ量に関する変動のリスクについては募集要項に示します。
112	28	参考資料 3.7)	電力等の取り扱い	電力については事業者インセンティブを働かすよう、事業者が対応し、売電費用については事業者の収入としていただけるようお願いいたします。このようなスキームといたしましても、売電収入分の入札価格が下がり、本事業のVFMの向上に十分に役立つことと考えます。	ご意見として承ります。 詳細については募集要項で示します。
113	28	参考資料 3.8).(3)	事業期間終了時1年間の取り扱い	運営事業終了後1年間の性能未達が、以前の運営事業に起因するかどうかの判断は困難となることが想定されます。運営を引継ぐ者は、事前に施設現状を確認し、引継ぎ後の運営計画（性能確保のための維持補修計画を含む）を責任もって策定することとし、本条項を変更願えないでしょうか。 (前項の規定で事業期間終了時の施設の機能確認、性能確認が規定されており、終了時の機能、性能は担保されています。)	ご意見として承ります。

番号	頁	項目番号	項目名	質疑事項	回答
114	28	参考資料 3.5).(2)	処理不適物の取扱	処理不適物が確認された場合には搬入者に返却することができるとありますが、ここで言う搬入者とは一般廃棄物の排出者を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	28	参考資料 3.5).(5)	処理不適物の取扱	「運営事業者は、排除した処理不適物を・・・組合が指定した場所まで運搬する。」とありますが、貯留・運搬する処理不適物はその発生量を事業者側で予測することが困難であり、適正な運営費用の算出ができません。 P.16 「 . 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項」、「2 . 想定されるリスク及び分担」、「1 . 基本的な考え方」には、「本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などに基づき当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとします。」と記載されております。 つきましては、本業務は民間事業者で管理することができない業務であり、貴組合の業務範囲として頂くことを希望致します。	実施方針のとおりとします。 なお、指定した場所とは、計画施設に隣接する不燃物資源化施設を想定しています。
116	28	参考資料 3.7)	電力等の取扱	本条文は、電気事業者からの電力供給については「貴組合所掌業務」の意と理解して宜しいでしょうか。	募集要項に示します。
117	28	参考資料 3.7)	電力等の取扱	「電力等」とありますが、電力以外にはどのようなものを想定されておられるのでしょうか。	電力のみを考えており、詳細は募集要項に示します。
118	28	参考資料 3.8).(1)	事業期間終了時の取扱	「組合は・・・施設の機能確認、性能確認を実施する。」とあります。事業期間終了時の機能確認、性能確認は、貴組合が実施し、運営事業者は貴組合が実施する上記確認に協力すると考えてよろしいでしょうか。	事業期間終了時に運営事業者が実施する施設の機能検査及び性能検査の結果について、本組合が確認を行うことを意味しています。
119	28	参考資料 3.8).(2)	事業期間終了時の取扱	「・・・機能確認、性能確認に合格することを・・・」とありますが、具体的な合格要件をお示し下さい。	募集要項に示します。
120	28	参考資料 3.8).(3)	事業期間終了時の取扱	「・・・本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が発生した場合・・・」とありますが、性能未達が運営事業者の責めに帰すべき事由により発生したものであることの立証責任は貴組合が負うものと理解して宜しいでしょうか。	「性能未達が運営事業者の責めに帰すべき事由により発生」したもので無かったことについて、民間事業者に立証していただきます。